

議案第 1 5 5 号

前橋市支所及び出張所設置条例の改正について

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

前橋市支所及び出張所設置条例（昭和 4 2 年前橋市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表出張所の部元総社市民サービスセンターの項中「問屋町二丁目 大渡町一丁目の一部」を「問屋町二丁目」に改め、同部総社市民サービスセンターの項中「大渡町一丁目の一部」を「大渡町一丁目」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。